

紀南環境広域施設組合規則第4号

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成30年12月1日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(紀南環境広域施設組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成25年紀南環境広域施設組合規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第16号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(紀南環境広域施設組合情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合情報公開条例施行規則(平成25年紀南環境広域施設組合規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(紀南環境広域施設組合個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例施行規則(平成25年紀南環境広域施設組合規則第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(平成31年7月1日)から施行する。